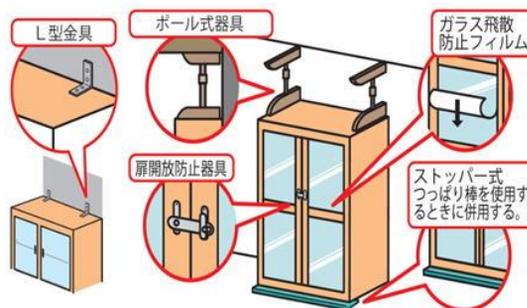




家具転倒防止器具の 取り付けを代行します

地震による強い揺れによって家具や家電が倒れると、大きな怪我をするだけでなく、津波や火災等からの避難が困難となります。

ご自身やご家族の身を守るために、まずは身近な家具の転倒防止を行いませんか？



令和2年度

～高知市家具等転倒防止対策支援事業～

高知市では、家具等に転倒防止器具の取り付けを行う世帯を対象に、器具の取り付けを無料で代行します。

ただし、器具の購入代金については申請者負担となります。

◆事業の支援対象

要件が大幅に緩和されました！

高知市に居住し、住民登録を行っている者で構成する世帯

◆申込期間

令和2年9月1日(火)から令和3年1月29日(金)まで

【お問い合わせ・申込み】

〒780-0850

高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3階

高知市 地域防災推進課

TEL 088-823-9040

FAX 088-823-9008

家具等転倒防止対策支援事業について

 家具転倒防止器具は市が委託した事業所が準備し、取り付けを行います。

 器具の取り付けができる家具等は5点までです。ただし、家具等の形状が特殊なため取り付けに時間を要する場合、取付点数を制限することがあります。

 ガラス飛散防止フィルムは、食器棚のガラス戸等、家具等に付随するガラスへの貼り付けのみ対象です。窓ガラスへの貼り付けはできません。

◆申請から取り付けまでの流れ

①申請書の提出をお願いします。

申請書配付場所：高知市地域防災推進課、総合案内、各地域の窓口センター
ふれあいセンター、健康福祉センター、コミュニティセンターなど
申請書提出場所：高知市地域防災推進課へ送付または持参

②書類審査後、「利用決定通知」を送付します。

③委託先の業務従事者がご自宅を訪問します。

■1回目(事前調査) ※電話にて事前に訪問日程を調整させていただきます。
ご自宅を訪問し、ご相談のうえ、取付器具や取り付け場所を決めます。
(このとき、器具の金額について見積もりを提示します。)

■2回目

1回目の訪問で決定した器具の取り付けを行いますので、器具の代金をお支払ください。

自分の命は自分で守る！

※予算の都合又は新型コロナウイルスの発生状況により、早期に締め切ることがあります。お早めにお申し込みください。



詳しくは高知市地域防災推進課まで
お問い合わせ先 TEL 088-823-9040